

## 39

## 明治9年新川県医師の就学履歴と医療環境

海原 亮

住友史料館主席研究員

明治9年(1876)3月、新川県に医務取締9名が任命された。このとき従来開業の「内外科・小児科共、産科、眼科、口中科、整骨科、薬舗、産婆、鍼治科、灸治科」医師に向け、履歴書を作成のうえ期日までに各区の取締に提出するように求めた。期限内に提出しない者は「未タ開業不致者」とみなし、開業時に試験を課すことが予告された。

医務取締の職務の第一は、所轄の地域内部における医療従事者を監督し、知識・技術面の巧拙を審査することにあつた。前近代において本道(内科)を標榜した者だけでなく「専ラ一科ヲ脩タルモノ」=専科の者や産婆・鍼灸などがその対象である。同時に、薬舗営業者の資質も管理すべく医師と同様の調査をおこなつた。

これら一連の手続きは、明治6年6月の内務省達に沿つたもので、すでに先行研究では各地における同様の動きが確認されている。新川県では、同年7月2日付の達で同月20日時点の管内医員の明細書を取りまとめるよう正副戸長に指示が出された。

履歴書に記載が求められた事項は、次の4点である。各医師の①姓名(華士族・平民の別、居所、禄高、年齢)、②修業履歴(期間、師匠名、漢・洋の別、内・外・眼・産など専科の別)、③勤仕履歴(期間、藩名・省府県)、④開業の後、活動拠点を移した場合は理由を記すことも求められた。

越中国高岡の佐渡養順(1820-1879)は、新川県の医務取締として任命され、同県内の全25大区のうち、射水郡に属する第14~16大区を管掌した。現在、「佐渡家資料」(佐渡豊〔13代養順〕氏所蔵、高岡市寄託)のなかに、同区内で活動した医師たちが県達の指示を受けて作成、提出した履歴書の原本が残されている。医務取締たる佐渡は、集めた履歴書の様式を整えたくらうで清書し、県に提出したと推察されるが、その控が「(各大工)履歴書人名表」である。本報告では、同史料に収載される医師117名の居所と履歴の状況について若干の考察を試みた。

大区単位では、それぞれ同程度の数(38~40名)の医師が活動していた。地理的状況も影響し、彼らの所在地にはやや偏りがみられる。第14大区では小杉町在住の医師が5名、第15大区は新湊町周辺に半数以上の医師が拠点を構えていた。第16大区は新湊にも近い伏木・一宮村周辺に10名ほどの医師が存在した。

彼らの就学履歴をみると、ほとんどが他地域で医学修業を経験したくらうで、居村に戻って開業を果たしている。就学先は、越中国内か近隣の都市である金沢が目立つが、京都に出る者も少なからず存在する。また、明治以降は東京も遊学先に出てくる。

本史料の限り、洋学の就学経験を記載した者は、第14~16大区を併せ計29名を数えるのみである。一方、種痘術を修めた者は、調査時点で計7名を確認できるが、このうち西洋医学の就学履歴をもたない者が3名いる。たとえば、下村(現在、射水市)の廣瀬文哲は、弘化期に京都で漢方医学を学び、安政期からは新川郡内で開業したが、文久3年(1863)金沢藩の種痘所へ入社した。その後、明治6年9月に種痘術の免許を得て、調査の当時は同術を掲げ開業している。このように本来は漢方医師であっても、時代の状況を請けて西洋医学に接しようと試みる者もあつたのだろう。

本報告の史料は、従来開業医師の履歴に限定されるが、幕末~明治初期段階における地方医師の就学状況をうかがう好素材である。当該期地方医療の具体像は、史料的制約も大きくこれまで十分な検討が為されてこなかった。117名分とはいえ、その履歴を精査することは医療環境の特質を解明するための基礎的な作業とならう。ひいては、明治国家が実現させた医制の、地方における確立過程を跡付ける重要な事例研究となる。